

ご検討いただきたい事項

＜入学要件における就業経験年数の短縮について＞

- 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において「現行の10年から大幅に短縮する」とされたことや調査結果（資料3、P4・P8）を踏まえ、就業経験年数を何年にするか。

＜入学要件の見直しに伴う教育の充実について＞

- 調査結果（資料3、P5）を踏まえ、就業経験年数の短縮に当たっては、入学生の実技能力、必要な知識や思考過程を確認した上で、身に付けるべき技術を学生が習得できるよう、養成所における教育の充実を図ることとしてはどうか。
- 具体的には、
 - ① 対面による授業日数を追加し、根拠に基づいた看護を実践するための問題解決プロセスを学ぶ内容や健康教育において効果的なコミュニケーションについて学ぶ内容を含むものとして実施してはどうか。
 - ② 対面による授業の充実のため、専任教員の定数を現行の7人から増員してはどうか。
 - ③ 調査結果（資料3、P6）を踏まえ、准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について、養成所で入学時に把握し、個々の学生の教育内容に生かしていくこととしてはどうか。
- このような教育内容の見直しには、養成所における体制整備等に時間を要すると考えられることから、その施行時期について配慮することとしてはどうか。